

【行政監視委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において、第二種常任委員会として新たに設置された本委員会は、公務員をめぐる相次ぐ不祥事の問題を取り上げ、行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査のうち、「行政機関の内部監察及び監査の在り方」について集中的に調査を行ったほか、総務庁の行政監察制度の現状及び行政監察プログラムについても調査を行った。また、**公務員による不祥事の再発防止に関する決議**を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的な権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

〔国政調査等〕

公務員をめぐる相次ぐ不祥事を事前に防止できなかった一つの理由として、各行政機関の内部監視体制が十分に機能していなかったのではないかとということから、今国会における調査テーマを「行政機関の内部監察及び監査の在り方」とすることに決定し、関係省庁からの説明聴取、参考人からの意見聴取、委員相互間の自由討議等を通じて集中的にこの問題を調査した。

まず、3月18日、参考人として作家・経済評論家堺屋太一君及び北海道大学法学部教授山口二郎君の出席を求め、意見を聴取した後、内部監査の強化策、各省庁設置法の権限規定の在り方、情報公開制度の確立等の諸問題について質疑を行った。

次に、4月15日、各省庁全般にわたる服務管理の総合調整について総務庁から、また、各省庁における個別具体的な服務監査の現状を把握するため、彩福祉グループ事件の概要とその後の服務管理の取組状況について厚生省から、石油商泉井氏との接触に関する調査結果及び処分概要とその後の服務管理の取組状況について通商産業省から、それぞれ説明を聴取した後、両省の不祥事再発防止策、公務員人事管理の在り方、懲戒処分基準設定の必要性等の諸問題について質疑を行った。

次に、4月22日、諸外国における公務員倫理の実情について調査を行い、英国の公務員倫理制度に関して神奈川大学短期大学部教授田島泰彦君、米国の公務員倫理制度に関して近畿大学法学部教授石田榮仁郎君及び米国の現職公務員としてマンズフィールド研修員ジョアン・リビングストン君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、英米における公務員倫理制度の実情、天下りの実態等の諸問題について質疑を行った。

また、5月20日、これまでの調査の中で委員及び参考人から提示された意見及び課題について整理・検討するため、委員相互間で自由討議を行った。この自由討議の中では、行政の透明性の確保、専任の服務監査担当者の配置、外部監視体制の創設、公務員人事管理の在り方等について意見が出された。

さらに、6月8日、民間金融機関等からの過剰接待に関する調査及び処分の概要について大蔵省から説明を聴取した後、公務員倫理の周知徹底方法、民間との会食等に関する調査対象拡大の必要性、今回の処分における公平性の是非等の諸問題について質疑を行った。

以上の調査を行った結果、服務管理体制・運用の在り方、行政システムの在り方等において改善すべき問題があるとの意見で一致し、6月17日、政府に対して、専任の服務管理責任者の配置、服務管理のための外部監視制度の整備、懲戒処分等の運用の改善、裁量行政からの転換等を内容とする**国家公務員による不祥事の再発防止に関する決議**を全会一致で行った。

このほか、2月3日に行政監察制度の現状について、4月15日に行政監察プログラムについて、それぞれ総務庁から説明を聴取した後、行政監察機能の強化策、不祥事防止のための行政監察テーマ選定の必要性等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年1月14日（水）（第1回）

- 理事を選任した。
- 行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年2月3日（火）（第2回）

- 行政監察制度の現状について小里総務庁長官から説明を聴き、政府委員から補足説明を聴いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年3月18日（水）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政機関の内部監察及び監査の在り方について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

作家・経済評論家

堺屋 太一君

北海道大学法学部教授

山口 二郎君

○平成10年4月15日（水）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監察プログラム並びに行政機関の内部監察及び監査の在り方について小里総務庁長官、小泉厚生大臣、堀内通商産業大臣及び政府委員から説明を聴いた後、小里総務庁長官、小泉厚生大臣、堀内通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年4月22日（水）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政機関の内部監察及び監査の在り方のうち、諸外国における公務員倫理の実情について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

神奈川大学短期大学部教授

田島 泰彦君

近畿大学法学部教授

石田 榮仁郎君

○平成10年5月20日（水）（第6回）

- 行政機関の内部監察及び監査の在り方について意見の交換を行った。

○平成10年6月8日（月）（第7回）

- 行政機関の内部監察及び監査の在り方について松永大蔵大臣及び政府委員から説明を聴いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年6月17日（水）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家公務員による不祥事の再発防止に関する決議を行った。
- 行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 委員会決議

—— 国家公務員による不祥事の再発防止に関する決議 ——

今日、我が国は、21世紀を目前に控え、抜本的な構造改革による新たな社会経済システムの構築が早急に求められている。その実現に当たっては、行政に対する国民の理解と協力を得ることが必要不可欠であるにもかかわらず、公務員をめぐる相次ぐ不祥事により、行政及び公務員全体に対する国民の信頼が著しく失墜したことは極めて遺憾である。特に、これらの不祥事は、指導的立場にある一部幹部公務員を中心に引き起こされているため、行政を誠実に執行している大多数の公務員の職務に対する誇りと熱意を喪失させるおそれもあり、今後、行政を円滑に運営する上で、極めて憂慮すべき事態であると言わざるを得ない。

行政監視委員会では、このような現状にかんがみ、関係省庁からの説明聴取、有識者からの意見聴取、委員間での自由討議等を通じ、集中的にこの問題を調査してきた。その結果、サービス管理の体制・運用の在り方、行政システムの在り方等において改善すべき問題があるとの意見の一致をみた。

政府は、本委員会の結論を尊重し、不祥事の再発防止と行政及び公務員に対する国民の信頼回復を図るため、国会に提出されている国家公務員倫理関係法案に配慮しつつ、次の事項を速やかに実施すべきである。

1 専任のサービス管理責任者の配置について

現在、各省各庁には総括サービス管理官、サービス管理官等が置かれているが、官房長及び各局総括課長等が兼務しているなど、サービス管理に求められる職務の独立性及び公正性という観点からその実効性に問題があるので、各省各庁のサービス管理体制の充実強化を図るため、専任のサービス管理責任者の配置や部外者の活用を含め、幅広く検討すること。

2 服務管理のための外部監視制度の整備について

各省各庁の内部における服務管理には限界があることから、服務管理に関して各省各庁を指導・助言するとともに、必要に応じ服務管理状況等の調査を行う新たな第三者機関を設置するなど、外部監視制度の整備を図ること。

3 公務員倫理の研修の充実等について

公務員が国民全体の奉仕者であるという自覚と公務員としての高い倫理観を保持するためには、個々の職員に対する公務員倫理規定の周知徹底が肝要であることにかんがみ、公務員倫理に関する研修内容の充実強化及び指導者の育成を図るとともに、効果的な各種教材の開発・普及を推進すること。

また、各省各庁はあらゆる機会を通じて、公務員倫理規定について関係団体、関係業者等に対し、一層の周知徹底を図ること。

4 懲戒処分等の運用の改善について

懲戒権は原則として各省各庁に帰属しているが、不祥事に対する懲戒処分等において必ずしも国民の納得する運用が行われているとは言い難いことから、服務規律違反に対する処分の内容・手続の統一性、公正性、透明性の確保に努めること。

5 服務規律の恒常的な確保について

職員に対する公務員倫理に関する指導の徹底が、ともすれば不祥事が生じた時期のみに終わるおそれがあることから、必要に応じ行政監察機能を活用するなど、服務規律の恒常的な確保に努めること。

6 裁量行政からの転換について

相次ぐ不祥事の原因には、現在の行政システム、とりわけ裁量行政に大きな問題があると指摘されていることから、裁量による恣意的行政を排除し、行政指導の濫用を招くことのないよう、各省各庁設置法の権限規定の在り方、許認可・補助金交付などの決定過程の透明性等について見直しを行い、事前裁量型の行政から明確なルールに基づいた事後統制型の行政への転換を図ること。

7 人事管理システムの改革について

天下り、早期退職、キャリアシステム等の現在の公務員人事管理システムについては、公務員倫理の観点からの弊害も指摘されていることから、新たな時代にふさわしい公務員人事管理の在り方を早急に検討し、改革を進めること。

8 国会報告について

公務員の服務管理の実施状況及び服務規律違反に対する処分状況について、毎年定期的に国会に報告すること。

右決議する。